

小売全面自由化に向けた事前準備の進捗状況

平成28年3月30日

資源エネルギー庁

小売電気事業者の登録

- 昨年8月以降、小売全面自由化に向けた小売電気事業者の登録の受付を開始。これまでに300件を超える申請を受け付け、計266件を登録。加えて、4月1日付けで現在の一般電気事業者10社が小売電気事業者に登録されたものとみなされる予定。
- 審査に当たっては、①最大需要電力に応ずるために必要な**供給能力を確保**できる見込みがあるか、②小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制の整備等、**電気の利用者の利益の保護**がなされる見込みがあるか、を確認。

<登録に係る手続きフロー>

事前に広域的運営推進機関に加入していない場合

広域的運営推進機関への加入手続

①経済産業大臣に登録申請書を提出

②経済産業大臣による審査

②電力取引監視等委員会による審査

③経済産業大臣による登録・通知

※標準処理期間は1カ月

<登録審査に係る条文（抜粋）>

・電気事業法第2条の4第1項

経済産業大臣は、第2条の2の登録の申請があつた場合においては、**次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き**、次に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

一、二（略）

・電気事業法第2条の5第1項

経済産業大臣は、第2条の3第1項の申請書を提出した者が**次の各号のいずれかに該当するとき**、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、**その登録を拒否しなければならない**。

一～三（略）

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な**供給能力を確保**できる見込みがないと認められる者**その他の電気の利用者の利益の保護**のために適切でないと認められる者

(参考) 登録事業者一覧：全266社 (1/2)

現在の主要な新電力事業者 (22社)

- 株式会社 F-Power
- イーレックス株式会社
(イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社※1)
(イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社※2)
(イーレックス販売3号株式会社)
- リエスパワー株式会社
- 株式会社イーセル
- 株式会社エネット
- 日本アルファ電力株式会社
- エネサーブ株式会社
- 日本テクノ株式会社
- 中央電力エナジー株式会社
- オリックス株式会社
- 株式会社 洸陽電機
- サミットエナジー株式会社
- 王子伊藤忠エネクス電力株式会社
- 新日鉄住金エンジニアリング株式会社
- 丸紅株式会社
- 丸紅新電力株式会社
- JLEナジー株式会社
- 株式会社みらい電力
- 株式会社エナリス・パワー・マーケティング

(※1) 平成27年9月18日イーレックス販売1号株式会社から社号変更

(※2) 平成27年9月18日イーレックス販売2号株式会社から社号変更

電力会社の子会社 (9社)

- 株式会社 ケイ・オプティコム
- ダイヤモンドパワー株式会社
- 株式会社 エネルギア・ソリューション・ア
ンド・サービス
- テプコカスタマーサービス株式会社
- 株式会社 シナジアパワー
- 株式会社 関電エネルギーソリューション
- 株式会社 シーエナジー
- 九電みらいエナジー株式会社
- 株式会社 K e n e s エネルギーサー
ビス

※電力会社は、既に電気を供給するための許可を受けているため、制度上、小売全面自由化と同時に登録事業者とみなされる。

通信・放送・鉄道関係 (34社)

- エフビットコミュニケーションズ株式会社
- 株式会社 東急パワーサプライ
- K D D I 株式会社
- 株式会社 中海テレビ放送
- ジェイコムグループ (28社)
- SBパワー株式会社
- 株式会社 U-NEXT

LPガス及び都市ガス関係 (47社)

- 須賀川瓦斯株式会社
- 株式会社 サイサン
- ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
- 静岡ガス&パワー株式会社
- 中央セントラルガス株式会社
- 北海道瓦斯株式会社
- 大阪瓦斯株式会社
- 株式会社 エネサンス関東
- 東京ガス株式会社
- 青梅ガス株式会社
- 伊藤忠エネクスホームライフ関東株式
会社
- 人間ガス株式会社
- イワタニ関東株式会社
- イワタニ首都圏株式会社
- サーラeエナジー株式会社
- 株式会社 エコア
- 西部瓦斯株式会社
- 東邦ガス株式会社
- シナネン株式会社
- 大一ガス株式会社
- 株式会社 いちたかガスワン
- 太陽ガス株式会社
- ダイネン株式会社
- 大東ガス株式会社
- アストモスエネルギー株式会社
- 武州瓦斯株式会社
- 大垣ガス株式会社
- 角栄ガス株式会社
- 京葉瓦斯株式会社
- 伊勢崎ガス株式会社
- 桐生瓦斯株式会社
- 佐野瓦斯株式会社
- 鈴与商事株式会社
- 株式会社 エナジードリーム
- 日高都市ガス株式会社
- エネックス株式会社
- クリアールエナジー株式会社
- 埼玉ガス株式会社
- 伊藤忠エネクスホームライフ西日本
株式会社
- 伊藤忠エネクスホームライフ関西株式
会社
- 株式会社 池見石油店
- サンリン株式会社
- 株式会社 宮崎ガスリビング
- 山陰エレキ・アライアンス株式会社
- ミライフ東日本株式会社
- 山陰酸素工業株式会社
- 武陽ガス株式会社

石油関係 (8社)

- 昭和シェル石油株式会社
- 東燃ゼネラル石油株式会社
- 出光グリーンパワー株式会社
- プレミアムグリーンパワー株式会社
- 株式会社 新出光
- 総合エネルギー株式会社
- 伊藤忠エネクス株式会社
- JXエネルギー株式会社

(参考) 登録事業者一覧：全266社 (2/2)

再生可能エネルギー関連など (太陽光等) (45社)

- 株式会社SEウイングズ
- ネクストパワーやまと株式会社
- 株式会社L o o o p
- 荏原環境プラント株式会社
- 東京エコサービス株式会社
- 株式会社エヌパワー
- 株式会社グリーンサークル
- 株式会社ウエスト電力
- 一般社団法人神奈川県太陽光発電協会
- 新エネルギー開発株式会社
- 株式会社V-Power
- 大和エネルギー株式会社
- 株式会社アップルツリー
- 真庭バイオエネルギー株式会社
- 株式会社エコスタイル
- 合同会社北上新電力
- 株式会社北九州パワー
- 株式会社S-CORE
- 株式会社エヌパワー南九州
- みやまスマートエネルギー株式会社
- 株式会社パルシステム電力
- MBIエナジー株式会社
- 株式会社フォレストパワー
- ZEパワー株式会社
- 佐伯森林資源株式会社
- 日田グリーン電力株式会社
- 株式会社津軽あつるパワー
- 株式会社花巻銀河パワー
- 宮崎パワーライン株式会社
- 株式会社TTSソーラーファーム赤坂
- 株式会社パネル
- 株式会社岩手ウッドパワー
- 里山パワーワークス株式会社
- 株式会社中之条パワー
- 株式会社浜松新電力
- ゼロワットパワー株式会社
- 株式会社やまがた新電力
- 一般社団法人東松島みらいとし機構
- 志賀高原リゾート開発株式会社
- 株式会社グリーンパワー大東
- 御所野縄文電力株式会社
- 御所野縄文パワー株式会社
- 新電力おおいた株式会社
- 株式会社エーコップサービス
- 株式会社ウッドエナジー

その他 (101社) (1/2)

- 株式会社トラステイルグループ
- 株式会社ナンワエナジー
- にちほクラウド電力株式会社
- 一般社団法人泉佐野電力
- エクレ株式会社
- 株式会社日本エナジーバンク
- 株式会社デベロップ
- 三井物産株式会社
- みんな電力株式会社
- 株式会社サニックス
- 株式会社コンシェルジュ
- 株式会社サンエー
- 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
- リコージャパン株式会社
- テス・エンジニアリング株式会社
- 株式会社イーネットワークシステムズ
- 伊藤忠商事株式会社
- 株式会社とんでん
- ミサワホーム株式会社
- 株式会社地球クラブ
- 川重商事株式会社
- 株式会社リミックスポイント
- 大阪いずみ市民生活協同組合
- パシフィックパワー株式会社
- アーバンエナジー株式会社
- 鹿児島電力株式会社

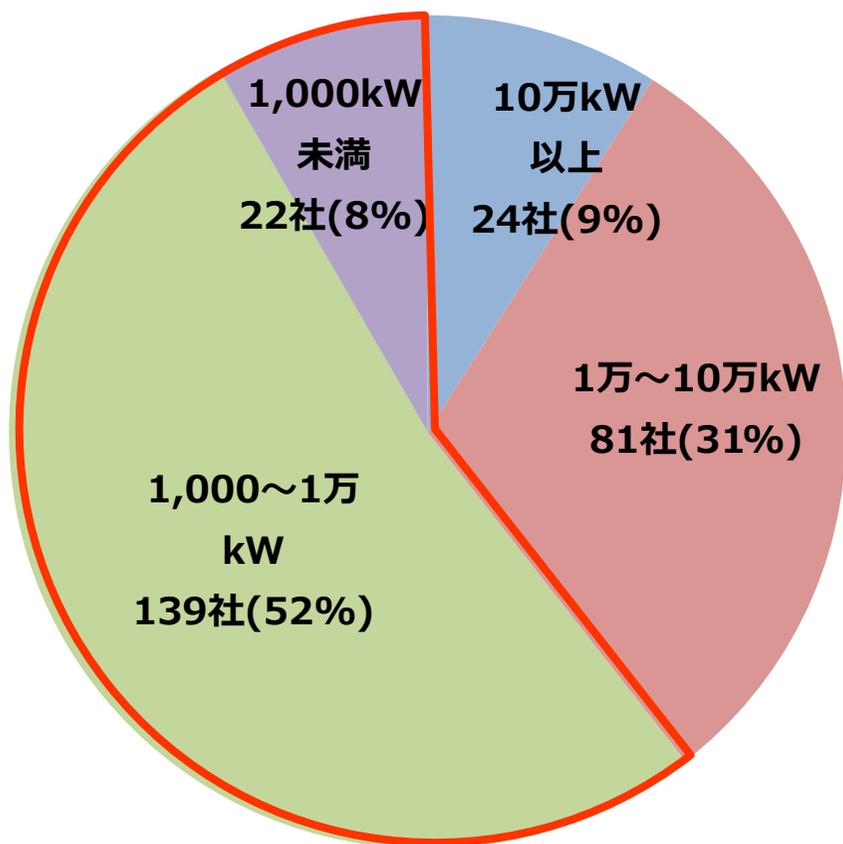
その他 (101社) (2/2)

- パワーシェアリング株式会社
- パーパススマートパワー株式会社
- 株式会社タクマエナジー
- 株式会社スマートテック
- 水戸電力株式会社
- 奈良電力株式会社
- 日立造船株式会社
- パナソニック株式会社
- 株式会社エプロ
- MCリテールエナジー株式会社
- 株式会社藤田商店
- 株式会社グローバルエンジニアリング
- 九州エナジー株式会社
- 株式会社トヨタタービンアンドシステム
- エフィシエント株式会社
- 株式会社生活クラブエナジー
- 生活協同組合コープこうべ
- 凸版印刷株式会社
- キャンノンマーケティングジャパン株式会社
- 株式会社とっとり市民電力
- 株式会社イーエムアイ
- 森の電力株式会社
- 大和ハウス工業株式会社
- 株式会社早稲田環境研究所
- HTBEナジー株式会社
- 株式会社アシストワンエナジー
- 株式会社サン・ビーム
- 株式会社CNOパワーソリューションズ
- 株式会社日本エコシステム
- 湘南電力株式会社
- 大東エナジー株式会社
- アンフィニ株式会社
- 株式会社ベイサイドエナジー
- 豊通ニューエナジー株式会社
- 株式会社バランスハーツ
- ワタミファーム&エナジー株式会社
- NFパワーサービス株式会社
- ひおき地域エネルギー株式会社
- 和歌山電力株式会社
- 株式会社トドック電力
- 株式会社ミツウロコ
- 株式会社アドバンテック
- ローカルエナジー株式会社
- 株式会社G-Power
- 株式会社SBN
- NECファシリティーズ株式会社
- 緑新電力株式会社
- 株式会社エネルギー・オプティマイザー
- 株式会社TOSMO
- 日産トレーディング株式会社
- JAG国際エナジー株式会社
- 株式会社長谷工アネシス
- 株式会社エネコープ
- 株式会社東芝
- ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社
- はりま電力株式会社
- アストマックス・トレーディング株式会社
- 愛知電力株式会社
- 宮古新電力株式会社
- 長崎地域電力株式会社
- 株式会社NTTファシリティーズ
- 近畿電力株式会社
- 株式会社日本新電力総合研究所
- 株式会社日本セレモニー
- 株式会社ルポ
- 滋賀電力株式会社
- 芝浦電力株式会社
- 本田技研工業株式会社
- エコエンジニアリング株式会社
- いこま電力株式会社
- スズカ電工株式会社
- 株式会社第一ビルサービス
- 昭和商事株式会社
- 豊通エネルギー株式会社
- ツネイシCバリュース株式会社

登録小売電気事業者 266社の内訳（最大需要電力の見込み、本社所在地）

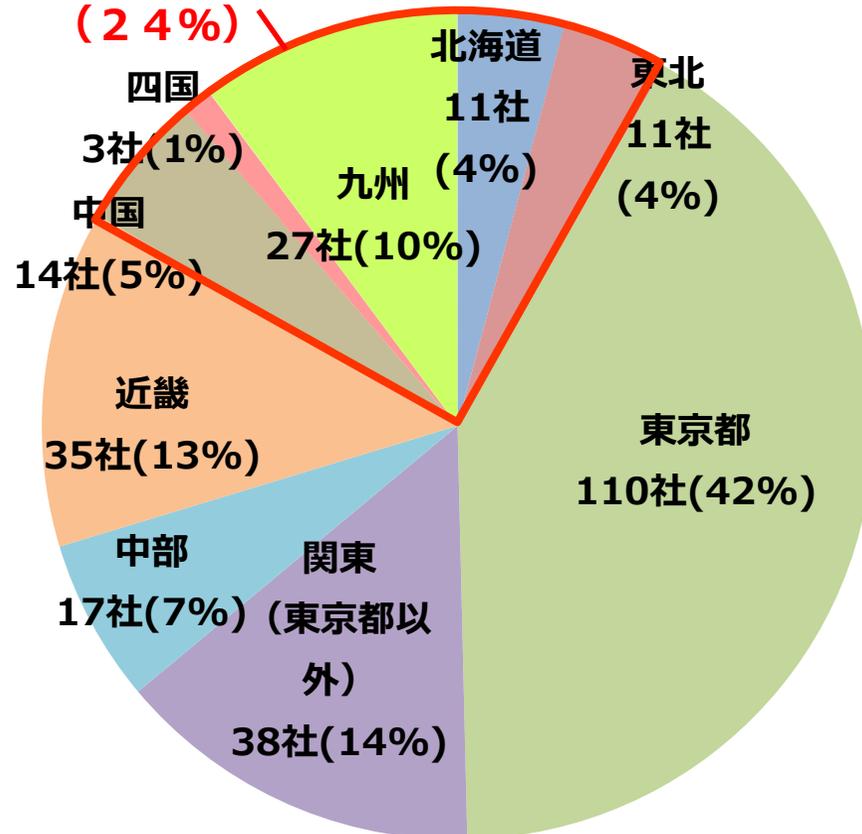
- 最大需要電力の見込みが1万kWを下回る小規模事業者が、全体の約6割。
- 本社所在地は4割強が東京だが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も2割強存在している。

＜最大需要電力の見込み＞



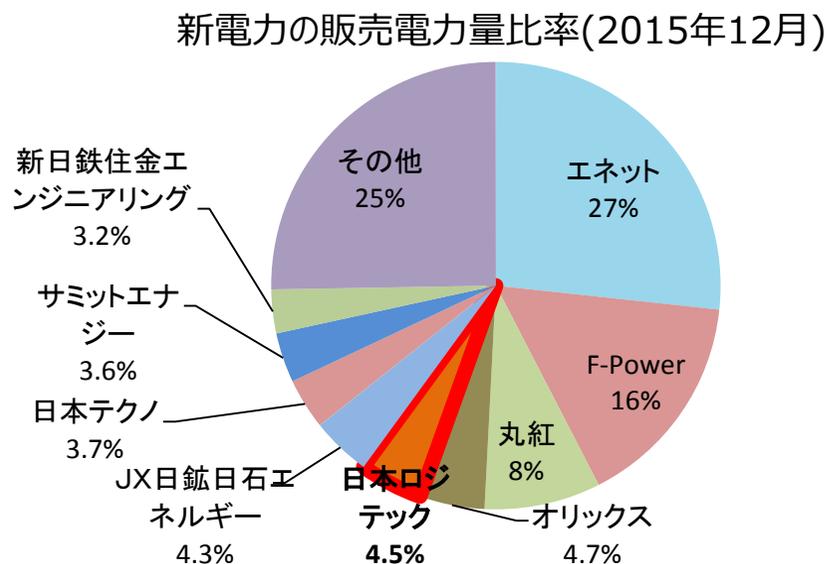
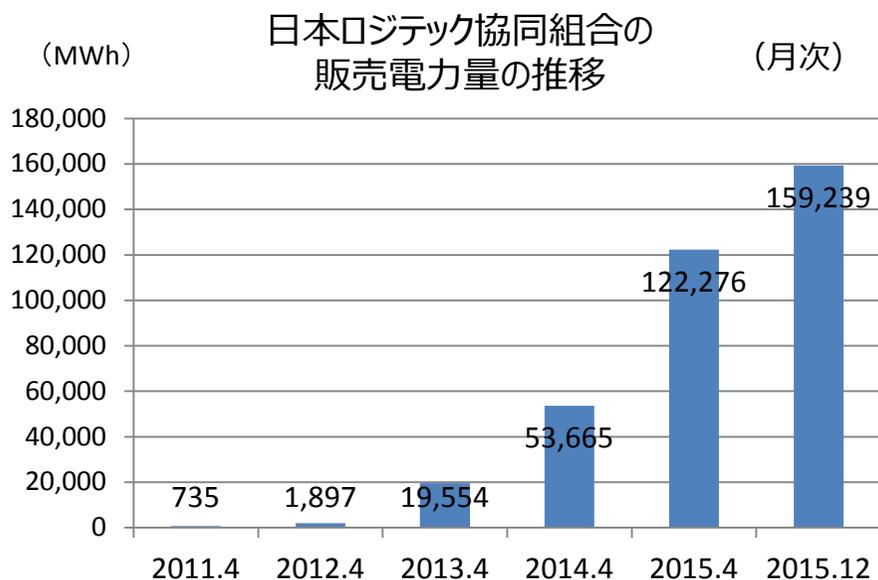
三大都市圏以外
の事業者 (24%)

＜本社所在地＞



(参考) 日本ロジテック協同組合の小売電気事業者登録取下げ

- 日本ロジテック協同組合は、2010年、新電力として大口需要家向けに電気の小売事業を始め、過去2～3年で急速に売上を伸ばしてきた。
- 同組合は、昨年8月に小売電気事業者登録を申請。財務状況が安定しない等の課題があり、経済産業省において慎重に審査を続けてきたが、本年2月24日、4月以降の事業実施が困難になったとして申請の取下げがあった。
- これを受けて、2月25日、経済産業大臣から日本ロジテック協同組合に対し、需要家による円滑な契約切替えのための万全の対応等を求める文書を発出。併せて、一般電気事業者の送配電部門に対し、中立性の確保を大前提としつつ、需要家が円滑な契約切替えを行えるよう協力を要請した。



(参考) 現行制度と小売全面自由化後の新制度の比較 (需要家保護の観点)

	新電力 (～本年3月末)	小売電気事業者 (本年4月～)
供給対象	大口需要家 (工場、オフィスビル等)	すべての需要家 (一般家庭を含む)
事業開始の手續	届出	登録
事業者の義務	特になし	・供給力の確保 ・需要家に対する説明 ・苦情等の適切な処理 等
経済産業大臣の 監督権限	・報告徴収 ・業務改善命令 ※電気の使用者の利益を阻害していると認めるとき	・報告徴収 ・業務改善命令 ※電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき
事業者数 ※3月25日現在	約800	266

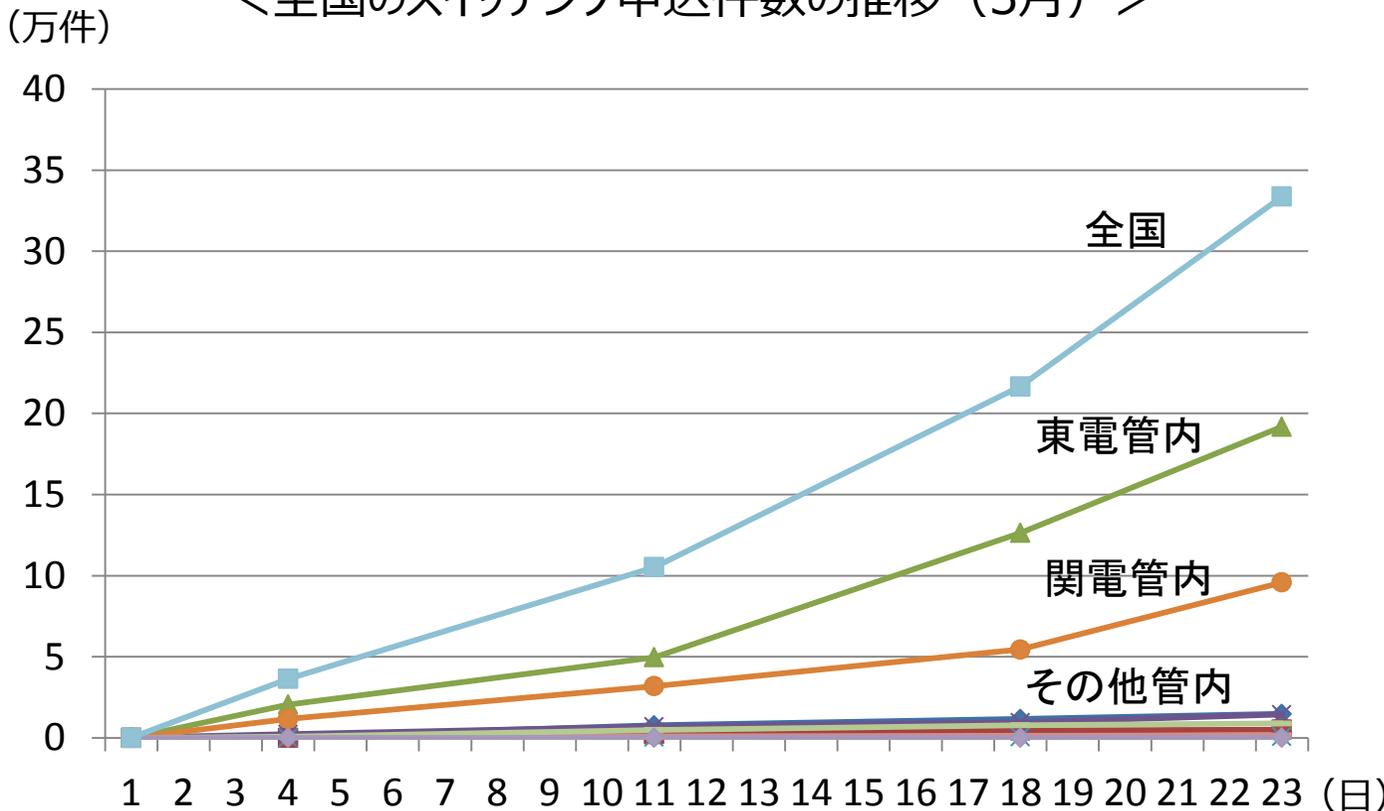
スイッチングの申込状況

- 広域機関によると、スイッチング支援システムを通じた3月23日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数(※)は約33万件となっている。

(※) スwitching支援システムを通じて「スイッチング開始申請」が行われた件数（自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。）

(参考) 2014年度の一般家庭等の通常の契約口数：6,260万件（従量電灯A・B・C及び低圧電力の契約口数から算定）（出典：電力調査統計）

＜全国のスイッチング申込件数の推移（3月）＞



(3月23日時点)

管内	申込件数 【単位：万件】	率(※) 【単位：%】
北海道	1.48	0.54
東北	0.52	0.09
東京	19.18	0.84
中部	1.44	0.19
北陸	0.09	0.07
関西	9.59	0.95
中国	0.01	0.00
四国	0.16	0.08
九州	0.90	0.14
沖縄	—	—
全国	33.37	0.53

(※) 2014年度の一般家庭等の通常の契約口数を用いて試算

電力各社のスマートメーター設置状況

- 各電力会社（送配電部門）においては、小売全面自由化に向けて、原則として4月1日までに、契約先の切替えを希望する需要家に対して優先的にスマートメーターを設置。ただし、東京電力においては、設置に遅れが生じている。

管内 (低圧メーター数)	スイッチングの 件数 (※1) (3/17時点) ①	①のうち、スマート メーター設置済件数 (3/25時点) ②	取替率 (②/①)	(参考) ①のうち、 4月1日がスイッチング 予定の件数	(参考) 管内のスマートメーター 設置済台数 (2月末時点) (割合)
北海道電力 (370万台)	1.14万件	1.04万台	91.3%	0.06万件	26.4万台 (7.1%)
東北電力 (666万台)	0.44万件	0.32万台	72.5%	0.03万件	58.6万台 (8.8%)
東京電力 (2,700万台)	38.47万件	16.02万台	41.6%	0.08万件	439.0万台 (16.3%)
中部電力 (950万台)	0.79万件	0.78万台	99.2%	0.10万件	92.0万台 (9.7%)
北陸電力 (182万台)	0.07万件	0.06万台	84.2%	0件	11.6万台 (6.4%)
関西電力 (1,300万台)	5.43万件	5.24万台※2	96.5%※2	2.99万件	535.0万台 (41.2%)
中国電力 (495万台)	0.00万件	0.00万台	100.0%	0.00万件	18.9万台 (3.8%)
四国電力 (265万台)	0.12万件	0.10万台	82.3%	0件	12.5万台 (4.7%)
九州電力 (810万台)	0.76万件	0.76万台	99.8%	0.16万件	143.9万台 (17.8%)
沖縄電力 (85万台)	0件	0件	—	0件	1.0万台 (1.2%)

(※1) 小売事業者と送配電事業者で託送供給契約が成立した件数であり、東京電力管内は自社内の契約切替え（規制→自由）を含む。

(※2) スマートメーター設置済件数については、3月27日時点の件数。

(参考) 小売全面自由化に向けた電力会社のスイッチング対応

- 小売全面自由化に向け、各電力会社は、スイッチング対応システムや託送業務システムの開発・整備を引き続き進めるとともに、スマートメーターの設置を行っていく。
- その際、これらの取組が想定どおり進まない場合に備え、以下のとおり、需要家等に対し適時の情報提供を行うこととした上で、仮に遅延が生じたときは、需要家の意向を最大限尊重しつつ、過度の負担にならない範囲で最大限の対応を行っていくこととしてはどうか。

(1) 情報開示

- 1月以降、定期的に、①広域機関/エネ庁において、各電力会社別のスイッチングの申込状況を公表するとともに、②各電力会社及びエネ庁において、スマートメーター設置の申込状況を公表する。

※小売電気事業者からの動静情報に基づくスイッチング申込数(①)、①のうちスマートメーターが設置されていない需要家からの申込数(②)

(2) システム開発・整備の遅延への対応

- 遅延が明らかになった時点で速やかに広く周知するとともに、具体的な対応を明確化する。
- その際、スイッチング申込みに対しては人手で最大限対応するとともに、システムによる計算ができなかったスイッチング後の託送・インバランス料金は小売電気事業者との協議により精算することを基本とする。

(3) スマートメーター設置の遅延への対応

- 遅延が明らかになった時点で速やかに広く周知するとともに、具体的な対応を明確化する。その際、遅延状況(メーター設置までに要する期間の目安)を示す。
※遅延状況によってはその早期解消のため原則定例検針日でのスイッチングをお願いすることも考え得る。
- 遅延する場合のスイッチング前後の電気料金は、スイッチング期日の現地検針または事後的な日割計算により算定することを基本とする。
- スwitching後の30分単位のインバランス料金は使用電力量を均等に配分することにより算定する。 9

自由化認知に関するW E B アンケート調査の実施

- 今月はじめ、小売全面自由化への認知度を調査する一般国民向けのW E B アンケート調査を実施した。
 - ※昨年11月にも、同様の小売全面自由化についての調査を行い、本小委員会でお示している。
- 今回行ったW E B アンケートの調査条件は以下のとおり。

<調査方法>

インターネット調査

<調査対象者>

・全国 20～69歳男女個人 1000サンプル

<調査期間>

2016年 3月7日～9日

<サンプル割付>

男女別、各年代別（20代～60代）、エリア（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、四国、九州・沖縄）別に回答者の分布が人口分布と同様になるように割り付け。

（前回11月調査の調査条件）

<調査方法>

インターネット調査

<調査対象者>

全国 20～69歳男女個人 1000サンプル

<調査期間>

2015年11月2日～3日

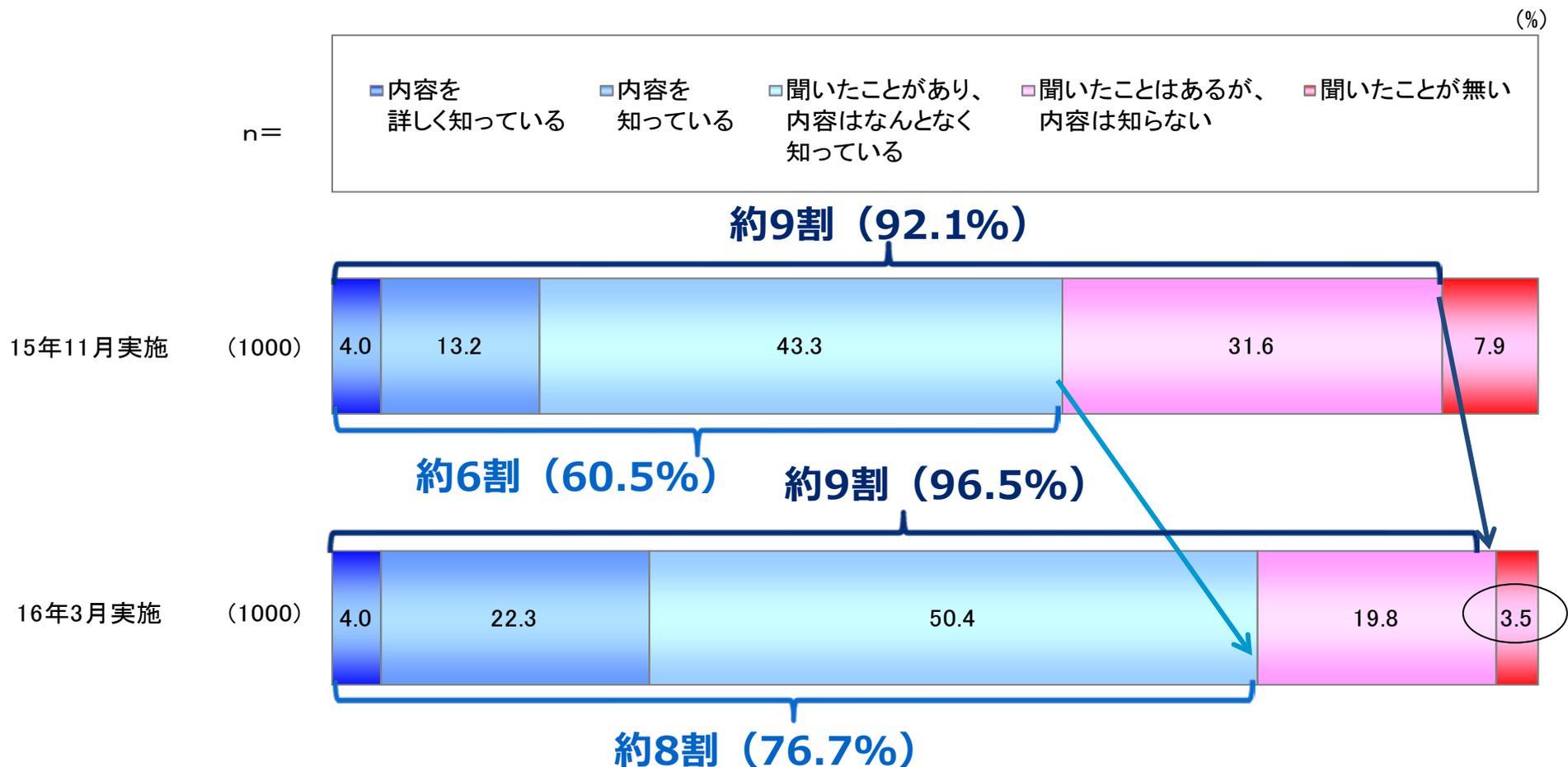
<サンプル割付>

男女別、各年代別（20代～60代）、エリア（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、四国、九州・沖縄）別に回答者の分布が人口分布と同様になるように割り付け。

自由化についての全般認知

- 家庭向けの電力の小売自由化について認知している人の割合は、昨年11月調査と比べて4%増加（内容まで知っている人の割合は16%増加）している。
- 他方、家庭向けの電力の小売自由化について「聞いたことが無い」人も3.5%存在する。

問. あなたは、「家庭用(低圧電力区分の事業者含む)電力の小売り自由化」について、どの程度ご存知ですか。



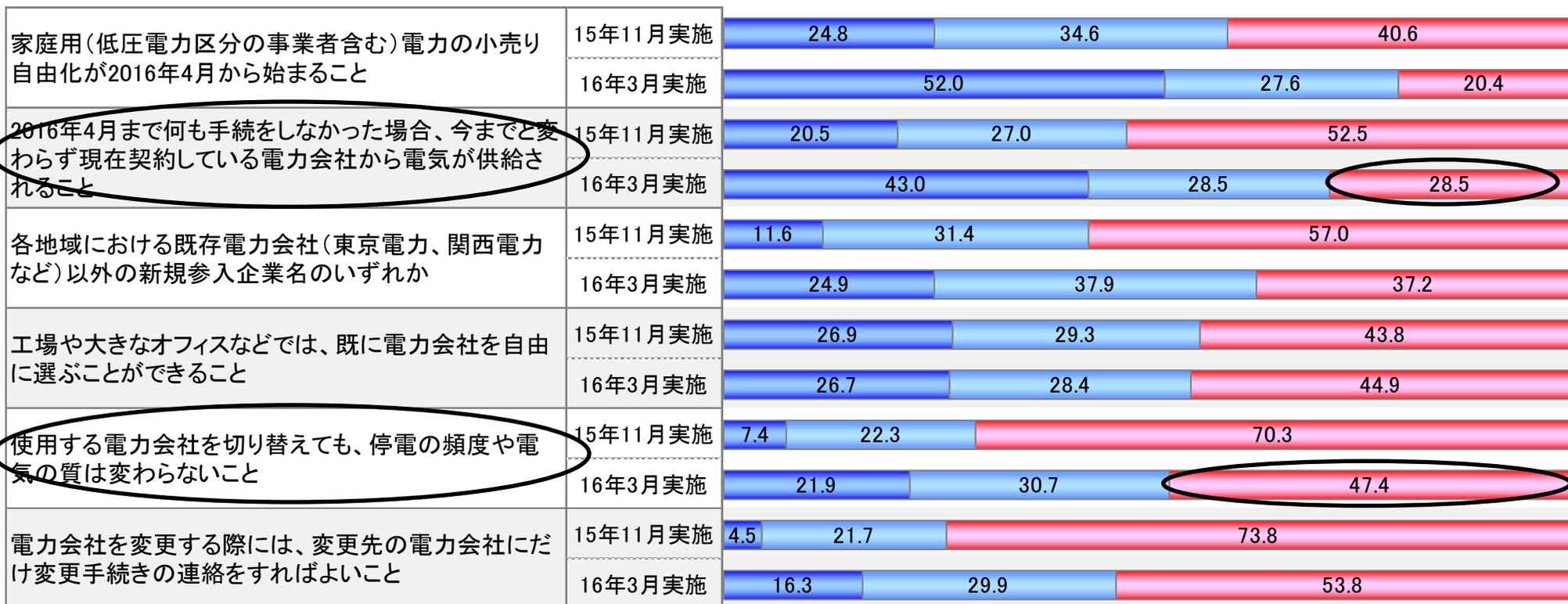
自由化についての具体的知識の認知

- 全体的に、自由化についての具体的知識の認知度は昨年11月調査より高くなっている。
- 他方、「電力会社を切り替えても停電の頻度や電気そのものの質は変わらないこと」を45%が「知らない」（※昨年11月調査時は70%が「知らない」）など、認知度が低い事項も見られる。

問. 「家庭用(低圧電力区分の事業者含む)電力の小売り自由化」について、あなたをご存じだったものを全てお知らせください。

(%)

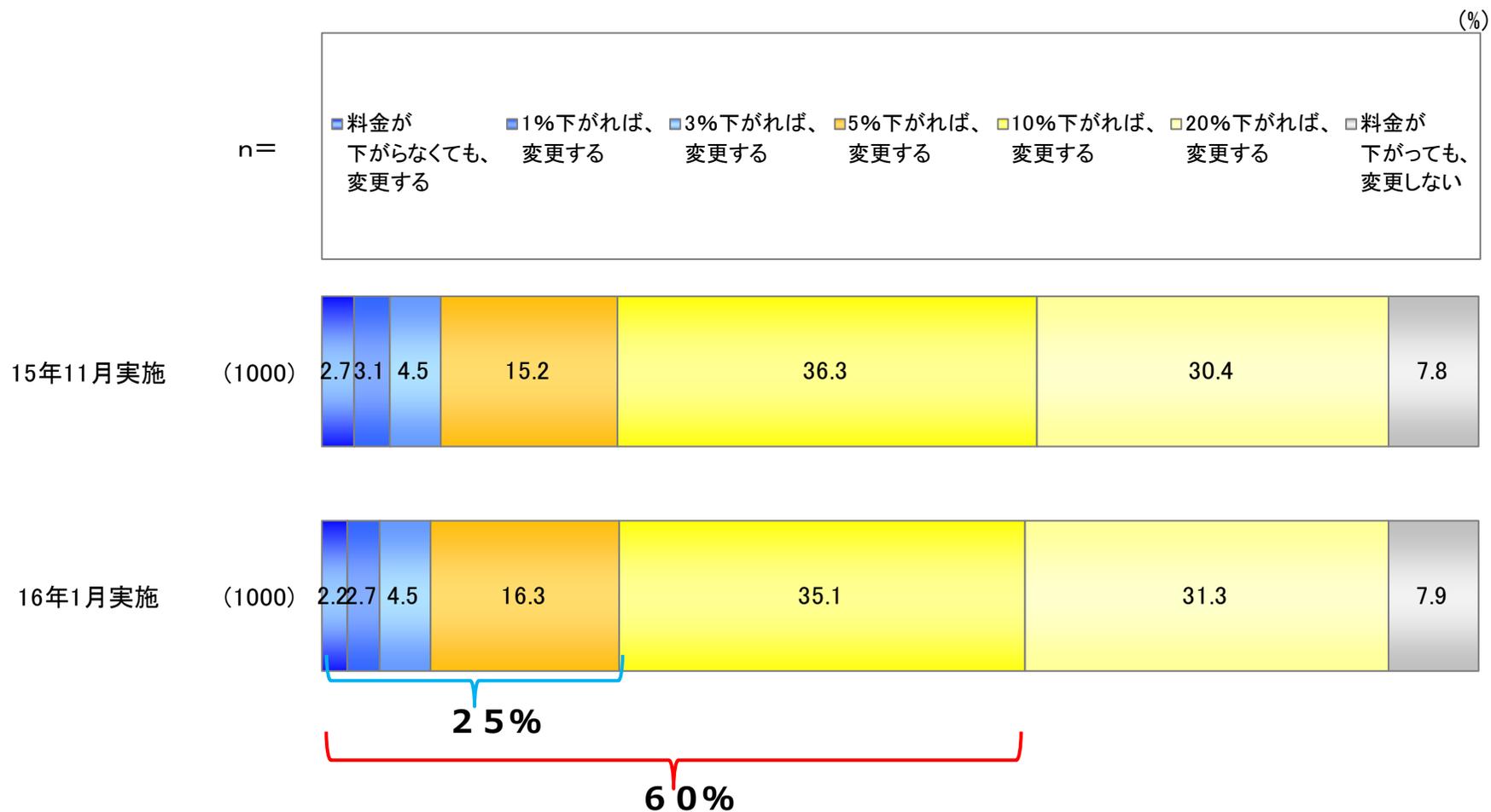
■ 確かに知っている ■ 見聞きしたことがあるような気がする ■ 知らない



電気料金がどの程度下がれば電力会社を切り替えるか

- 電気料金と切替え意向との関係については、昨年11月調査から変化はみられない。

問. 先ほどご家庭での直近1ヶ月の電気料金を「(●●)」とお答えになりましたが、あなたは、1ヶ月あたりの電気料金がどの程度下がれば、ご自宅の電気の購入先を変更しますか。

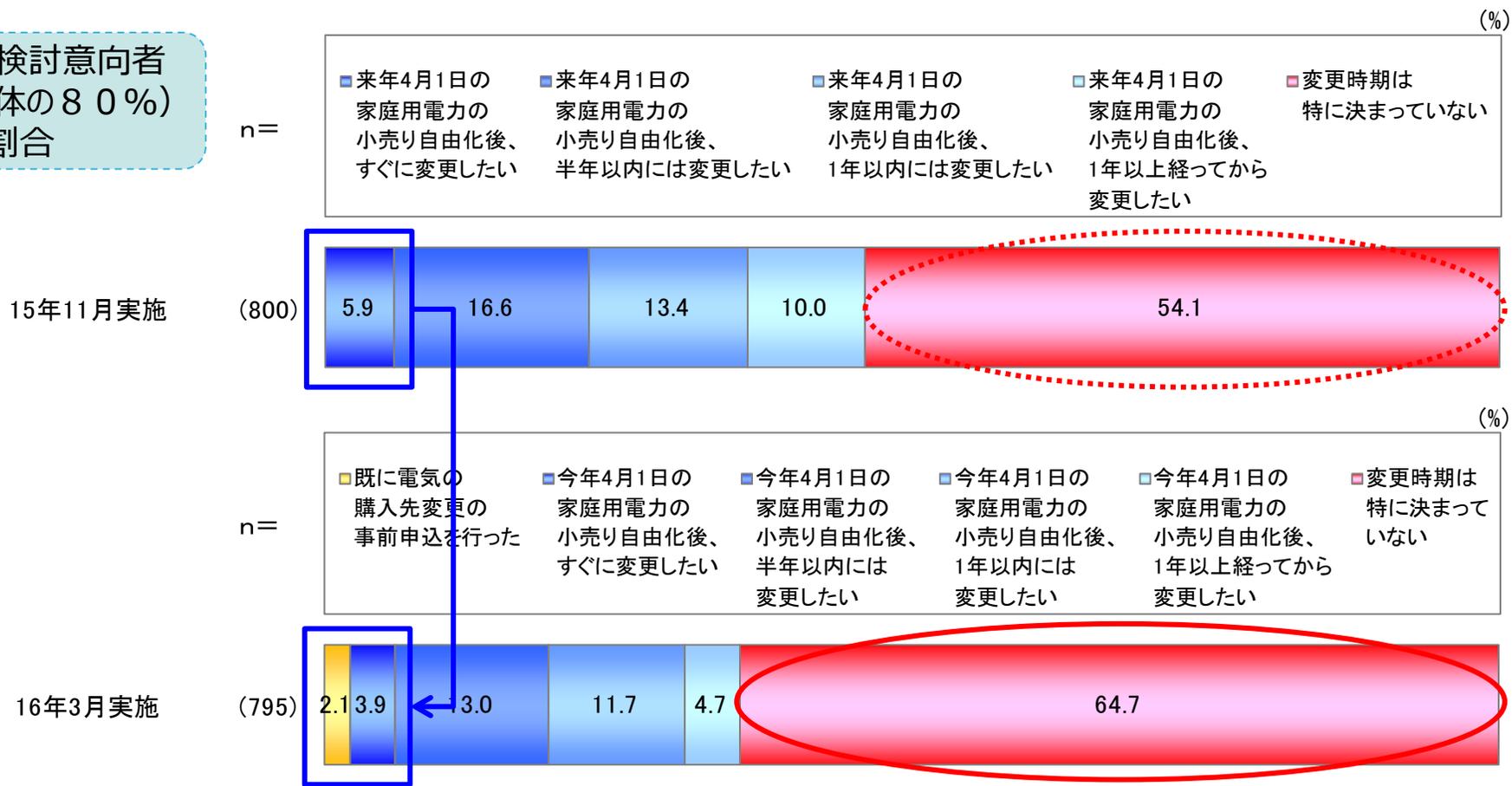


切り替えを検討する意向のある人の希望切り替え時期

- 希望切替え時期は、全体的に昨年11月調査時より後ろ倒しになっている。
- 今回調査時の結果から、昨年11月調査時の「自由化後すぐに変更したい」層のうち、約3人に1人が事前申込を行っていると推測される。

問. 今後、電気の購入先を変更するとしたら、いつ頃までに変更したいと思いますか。

※変更検討意向者
(全体の80%)
中の割合



広報事例① 全国各地での説明会

- **ブロック別説明会**（全国10エリア）【実施済】
- **都道府県別説明会**（一般消費者や消費者相談員等向けに、60回程度実施）【実施中】
- **関係団体での説明会・勉強会**
（消費者団体、国民生活センター、中小企業団体等向けに、40回程度実施。）【実施中】
- **全小売事業者向けの説明会**（経済産業省で開催し、約400名が参加）【2/3 実施済】
- **消費者向けの説明会**（経済産業省で開催し、約300名が参加）【2/17 実施済】

<中国ブロック説明会（1/19山陽新聞）>



<消費者向けの説明会（2/17）>



※中国ブロック説明会、全小売事業者向けの説明会、及び消費者向けの説明会の模様は、電力取引監視等委員会のホームページ上で閲覧可能（動画）。

広報事例② 広報ツールの作成・配布・周知等

● 関連WEBページの開設

Q&A、相談窓口、60秒解説、バナー、自由化早わかり等のコンテンツを用意。
直近2/1~2/7に計4万アクセスを達成（12月比で8倍に急増）

● ポスター（2.5万部）、パンフレット（15万部）の作成

全国各地での説明会ほか自治体・公共施設、スーパー、地下鉄等の掲示・配布。

<電力自由化Webページ>

一般消費者の皆様へ ～電力小売全面自由化について～

**電力の小売
全面自由化
スタート！**
2016年4月1日

2016年（平成28年）4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。
つまり、ライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べるようになるのです。

 <p>● 電力自由化キャラバン</p>	 <p>● よくあるご質問</p>	 <p>● 騙されないで！ 5つの嘘</p>
 <p>● 事業者一覧</p>	 <p>● 動画</p>	 <p>● 説明会</p>

<ポスター>



電力の小売
全面自由化
スタート!
2016年4月1日

あなたに合った
電気を選べる
時代へ。

詳しくは 電力小売自由化 検索

小売電気事業者に対する改善指導等について①（指導事案：1 / 2）

- 小売全面自由化に向け、小売電気事業者が行っている営業活動についての相談・問い合わせがコールセンター等に寄せられている。これまで、以下の4つの事例について事実関係の確認や指導を行ったところ、事業者により速やかに改善措置が講じられた。

【事例1】メーター設置無料を「特典」と宣伝した例

内容：小売事業者Aの代理店Bの店舗において、当該事業者Aへの切り替えの「特典」としてスマートメーターの設置が無料であることを宣伝しているとして、経済産業省のコールセンターに通報があったもの。 ※スマートメーターの設置は原則無料で行われる。ただし、これはどの事業者から小売供給を受ける場合であっても共通であり、「特典」とは言えない。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者Aによると、スマートメーターへの切り替え無料を切り替えの「特典」として店頭で宣伝していた点について、既に問題と認識し撤去を指示していたが、一部店舗で徹底されていなかったとのこと。小売事業者Aから代理店Bに対して改めて当該広告媒体の撤去について指導を行った。

【事例2】代理店の説明内容が誤解を招いた例

内容：小売事業者Cの代理店Dの社員が個人需要家に勧誘の営業を行った際に、「3月末までに新たな契約を決めないと電気が止まる」旨の説明を行っているという相談が、当該需要家から経済産業省のコールセンター宛にあったもの。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者Cから代理店Dに対して事実確認を行った。代理店Dによると、「3月末までに申し込まないとセット割引が適用できない」という説明について、需要家の誤解を招いたということであり、代理店Dから当該需要家に謝罪して改めて説明を実施。

小売電気事業者に対する改善指導等について②（指導事案：2 / 2）

- （前頁の続き）

【指導事例】説明資料に誤りがあった例

内容：小売事業者 E の料金メニューについての説明資料において、小売電気事業は登録制であるにもかかわらず、審査・認可を受けた事業者である旨の記載がされていたもの。

※一般に、「認可」と「登録」では、異なる印象を与える可能性がある。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者 E に対して誤りを指摘したところ、同社は、次回印刷分から記載を修正する旨表明した。

【指導事例】代理店による検針票の写真撮影を伴う勧誘例

内容：「弊社は小売事業者 F と業務提携しており、検針票を写真に撮らせてもらえれば、それをういてより良いメニューの提案ができる。」と言われ、検針票の写真が撮られた。その後、承諾書に署名するように言われたが、信用できないと思い保留した。後刻、業務提携しているとされた小売事業者 F に電話で確認をしたが、そのような業務は行っていないと言われた。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者 F に確認・指導を行った結果、以下の対応がとられた。

- ①代理店 G に対して、検針票の写真撮影等の個人情報の取得を伴う営業活動を行う場合には、その目的について適切に説明した上で需要家の承諾を得るよう指導した。
- ②コールセンターにおいて、業務提携している代理店等に関する問合せにも適切に対応できるよう、情報共有を徹底した。

小売電気事業者に対する改善指導等について③（確認中・自主公表の事案）

- 前ページの指導事例に加え、以下のような事例について事実関係の確認を行っているところ。
- また、事業者が自ら、顧客からの指摘事項とその改善策を公表している事例も存在する。

【調査事例】不適切な営業活動

コールセンター等に寄せられた苦情等から、不適切な営業活動が行われている可能性が疑われる以下の事例について調査を行っている。



- ① 家内設備の点検という名目で訪問を受けたが、点検はすぐ終わり、電気の営業活動を受けた。そして、十分な説明もないまま、契約を締結したとされた。
- ② 居住している賃貸住宅の管理会社から、電気の供給者の変更を迫るしつこい営業活動を受けている。

【改善策の自主公表事例】

事業者が自ら、顧客からの指摘事項とその改善策を公表している事例も存在。

指摘事項

： 契約の意思をきちんと確認せず、顧客の同意が得られたと思い署名を代筆したり、顧客の家族が不在の時に高齢者と契約してしまっているのではないか。

改善策

： 契約締結時に再度顧客の意思（場合によっては顧客の家族の意思）を確認し、また、署名は必ず本人にしてもらうよう徹底する。

- 本年2月に、消費者保護を強化するための更なる取組を発表。

これまでの取組

● 各種説明会の開催

ブロック別説明会(全国10エリア実施済)、
都道府県別説明会(消費者庁と協力、50回程度)、
消費者団体・企業での説明会(30回程度)



● ポスター・パンフレットの配布・掲示

ポスター2.5万部、パンフレット15万部作成、
各都道府県等に配送済
・全国の百貨店・スーパーで配布・掲示
・東京メトロ駅構内にも掲示(2/10~16)



● 専用コールセンターの開設

平均30件/日の入電。消費者からの自由化に関する相談
や問い合わせ等に対応。



このほか

- ・関連WEBページの開設(Q&A、相談窓口、60秒解説、
バナー、自由化早わかり等のコンテンツを用意)
- ・経済産業省外壁への懸垂幕の掲示(1/19~6/30)
- ・1,700市町村への情報提供

「消費者保護戦略パッケージ」(今後の取組)

● 電力取引監視等委員会と独立行政法人国民生活センターとの連携協定の締結

- ・消費者から寄せられる契約トラブル等の情報を随時共有。それに対するアドバイスを
含め情報を共同で公表するとともに、全国津々浦々の消費生活センターへ情報を発信
- ・国民生活センターと連携した研修会・勉強会を随時実施
- ・トラブル情報を踏まえた小売事業に係るルールのあり方の検討



● 電力自由化キャラバン

- ・消費者をターゲットに、イベントホール、商店街、ショッピングセンターなどの集客
施設で広報イベントを開催(30箇所)。
- ・第1回は、2月29日(月)に中延商店街(東京都品川区)で開催。



● 集中相談期間の設定(「駆け込み寺」の設置)

- ・自由化開始前後の3月下旬~4月中旬にかけて、コールセンターとは別に、平日夜間
及び休日にも電話相談を実施。
- ・専門の消費生活相談員による「家庭向け電力自由化なんでも110番」を3/13に実施
(実施団体は公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)



● 法的トラブル解決のための情報提供(3月から実施)

日本司法支援センター(法テラス)のコールセンター、全国の事務所(61箇所)での情報提供

● 県民・市民向け広報紙等を通じた情報発信(各都道府県・市区町村)

● ブロック紙への広報記事の掲載

● 広報動画等を使った情報発信

内閣広報室、政府広報室と連携し、LINE・TwitterといったSNSなど、様々な媒体を通して情報を発信

● 関連WEBページの拡充

切り替えを検討する際の留意ポイントの紹介などコンテンツを拡充

適正取引ガイドラインについて

- 経産省と公取委が共同で定める「適正な電力の取引についての指針」では、電事法及び独禁法上「問題となる行為」や適正取引の観点から「望ましい行為」を規定。

問題となる行為

望ましい行為

小売分野

- 新規参入者への対抗
- 部分供給料金の不当設定
- 不当な最終保障供給約款
- 不当な違約金、精算金の徴収 等

- 適切な標準メニューの設定・公表 等

託送分野

- 託送供給を受けることを著しく困難にする託送供給料金設定
- 託送供給（・振替供給）における情報の目的外使用の禁止・差別的扱いの禁止
- 適切なコストに基づかないインバランス料金設定 等

- 利用形態を反映した託送供給料金設定
- 託送供給により得られた情報の管理
- 系統運用や系統情報の開示・周知 等

卸売分野

- 卸供給における不当な料金設定
- 余剰電力購入契約の解除・不当な変更
- 卸売事業者（IPPなど）に対する小売市場への参入制限
- 新規参入者への卸売（常時バックアップ）における不当な料金設定 等

- 卸電力取引所の積極的な活用
- 余剰電源の卸電力取引所への入札
- 卸取引所の価格形成の信頼性確保につながる情報の公開 等

他のエネルギーと競合する分野

- 自家発電設備の導入又は増設の阻止
- 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要
- 一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動
- オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供 等

- 自家発電設備を系統に連系する場合の技術基準の遵守
- 供給約款等に記載されている事項を適用する際の運用基準の公表 等

適正取引ガイドラインの改正について

- 小売全面自由化にあわせ、経産省と公取委が共同で定める「適正な電力の取引についての指針」を改正。

※3月4日に電力取引監視等委員会から経済産業大臣に建議、3月7日に経産省・公取委として制定。

適正取引ガイドラインの主な改正事項

（1）小売分野

- 小売事業者が需要家への請求書等に託送供給料金相当の支払金額を明記することを、望ましい行為と位置付ける。
- 誤解を招く情報提供により自社のサービスに需要家を不当に誘導することを、問題のある行為と位置付ける。

（2）卸売分野

- 常時バックアップの供給量に関する記載を追加（特高・高圧は3割程度、低圧は1割程度）
- インサイダー取引、インサイダー情報の公表を行わないこと及び相場操縦を問題のある行為と位置付ける。

（3）託送分野

- 需要家への差別的対応の具体例として、送配電事業のために需要家と需給調整契約を締結する際に、自己の小売部門の需要家を優遇することを追加。
- 需要家への差別的対応の具体例として、転居等により新たな供給先を検討中の需要家に対する情報提供において、自社の小売部門と他の小売電気事業者で不当に差別的に取り扱うことを追加。

発電事業者に該当する者

- 電気事業法第2弾改正による電力自由化に伴い、発電事業を行う者は、一律に「発電事業者」に該当することとなる（また、現に発電を行っている者に限られず、発電事業を営もうとする者も該当する）。

○事業区分

現行

電気事業者

- ・一般電気事業者
- ・卸電気事業者
- ・特定電気事業者
- ・特定規模電気事業者

電気事業者以外の者

- ・卸供給事業者
- ・特定自家発電設置者
- ・再生可能エネルギー設備認定事業者等

改正後

発電事業者

○発電事業とは一

（電気事業法第2条第1項第14号）

「自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。」

詳細は次ページ

○発電事業者とは一

（電気事業法第2条第1項第15号）

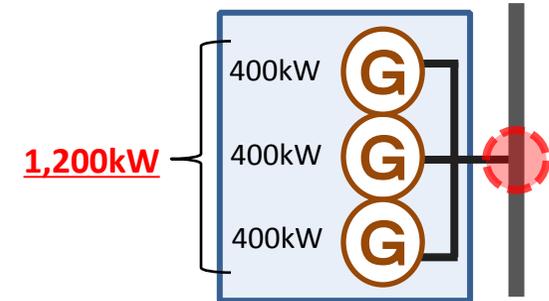
「発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。」

発電事業の要件

- 「発電事業」は、以下のいずれの条件にも該当する発電用の電気工作物について、**小売電気事業等の用に供する電力の合計が1万kWを超えるもの**であること。

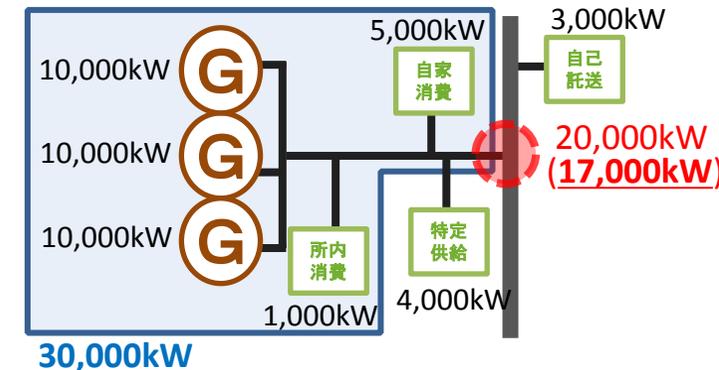
①出力計1000kW以上

系統連系点単位でつながっている発電設備の設備容量の合計値が1000kW以上であること。



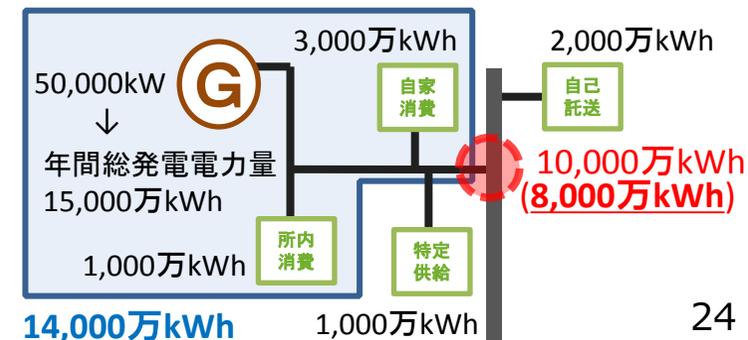
②託送契約上の同時最大受電電力が5割超

①を満たすものについて、発電設備の発電容量(kW)に占める託送契約上の同時最大受電電力(自己託送を除く)の割合が5割を超えること(出力10万kWを超える場合は1割を超えること)。



③年間の逆潮流量(電力量)が5割超

①を満たすものについて、当該発電設備の年間の発電電力量(kWh)(所内消費除く)に占める系統への逆潮流量(自己託送を除く)の割合が5割を超えることが見込まれること(出力10万kWを超える設備の場合は、逆潮流量が1割を超えること)。



発電事業者に係る手続き等

- 発電事業者のライセンスを取得するため、必要となる届出の手続きは以下のとおり。

○届出の内容

発電事業を営もうとする者は、次の書類を届出なければならない。

1. 発電事業届出書（次ページ参照）

<記載事項>

- (1) 氏名又は名称、住所、主たる営業所、発電事業用の電気工作物に関する情報、事業開始年月日
- (2) 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- (3) 特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力
- (4) 特定自家用電気工作物に関する情報
- (5) 供給の相手先（一般送配電事業者）とその内容
※一般送配電事業者との間で、一般送配電事業用の電気供給（調整用電源等としての電気供給）を行うことを約している場合に限る。

2. 添付資料

- (1) 発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面
- (2) 1. (5)に係る契約の契約書の写し
- (3) 電力広域的運営推進機関加入申込書

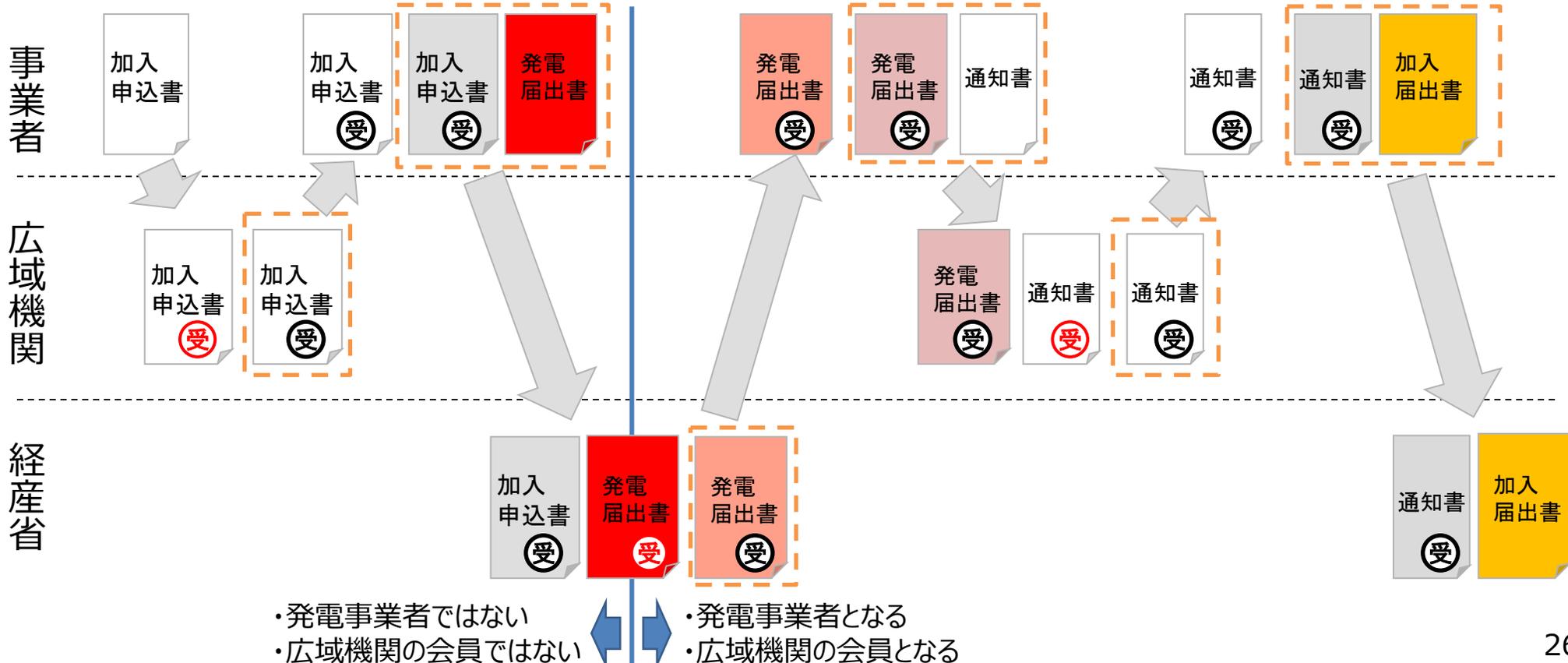
- ・届出先は、電気工作物の設置場所の態様によって、各経済産業局又は資源エネルギー庁が異なる。
- ・届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更届出を提出する。
- ・届出を行わずに発電事業を行った者や虚偽記載を行った者に対しては、100万円以下の罰金が科される場合がある。

○必要な手続き

	発電事業の実施	電事法上の位置付け	広域的運営推進機関	現行の事業者類型	必要な手続き
1	現に発電事業を営んでいる者	みなし発電事業者 (4/1~)	会員	・一般電気事業者 ・卸電気事業者 ・特定電気事業者	なし
2		仮発電事業者 (4/1~届出日又は6/30)	会員	・特定規模電気事業者(自営PPS)	発電事業届出 (6/30迄)
3			非会員	(非電気事業者) ・卸供給事業者 ・特定自家用電気工作物設置者 ・FIT設備認定事業者等	広域的運営推進機関加入申請 (4/1~) ↓ 発電事業届出 (6/30迄) ※届出時に自動的に広域機関会員になる。
4	現在は発電事業を営んでいないが、発電事業を営もうとしている者	-	会員	・特定規模電気事業者	発電事業届出
5			非会員	非電気事業者全般	広域的運営推進機関加入申請 ↓ 発電事業届出 ※届出時に自動的に広域機関会員になる。

発電事業届出に係る手続きの流れ

- ① 発電事業届出書の提出に先立って、広域機関に加入申込書を提出。
- ② 加入申込書の写しを添えて、経済産業大臣に発電事業届出書を提出。
⇒ **届出により、発電事業者になるとともに、同時に、広域機関の会員になる。**
- ③ 届出後、届出書の写しを添えて、広域機関に通知書を送付。
- ④ 広域機関から送付される通知書の写しを添えて、加入届書を経済産業大臣に提出。



(参考) 発電事業者に求められる主な義務

<電気事業法等に基づく義務>

- ①一般送配電事業の用に供するための電気（離島供給、調整力等）を供給するための発電義務
- ②電力広域的運営推進機関への加入義務
- ③供給計画の届出義務
- ④供給命令に服する義務
- ⑤業務改善命令に従う義務
- ⑥発受電月報、電気保安年報、自家用発電所運転半期報及び設備資金報の報告義務 等

<電力広域的運営推進機関の会員に対する義務>

- ①総会への出席・議決権の行使（広域機関定款第11条の1）
- ②電気事業法に基づく広域機関からの指示・要請等に従った対応（広域機関定款第11条の2）
- ③広域機関の定める送配電等業務指針等の遵守（業務規程第100条）
- ④会費の支払（広域機関定款第52条の1）
- ⑤緊急災害対応（送配電等業務指針第218条） 等

※発電事業者になると、届出事項変更時の変更登録等、事業の承継・休廃止・解散時の届出義務も課せられる。

※電源立地地域対策交付金の算定に係る情報（発電電力量等）の任意報告徴収が行われる。